

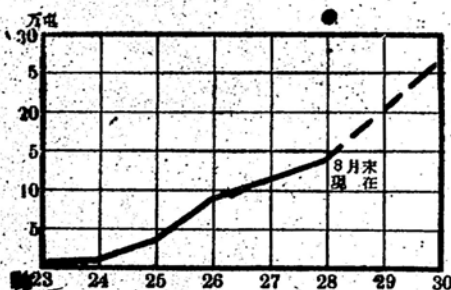
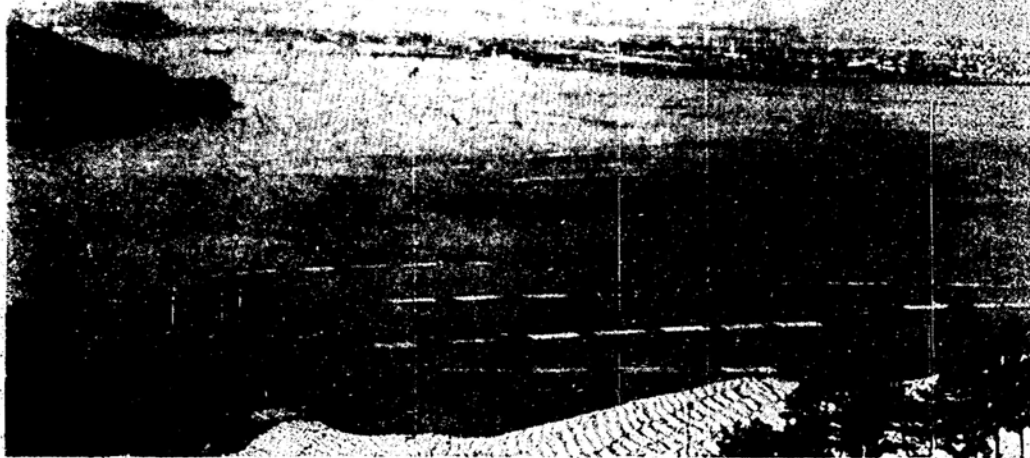
広島市 お知らせ

第 47 号

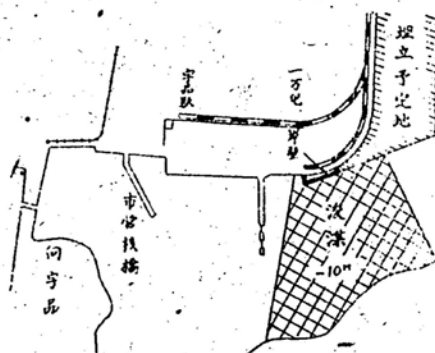
29. 1. 1.

発行 広島市役所市長官報係 印刷所 中本印刷株式会社

広島港一万吨岸壁の建設



外貨貨物が急激に
増えている



入港最大船舶

年 度	最 大 船 舶
昭 24	7,153 ton
25	6,888
26	7,609
27	11,961

これら諸工事完成後の広島港は、誠に優秀なる港湾整備を誇る近代貿易港として瀬戸内海に自臨し、広島市が消費都市から生産都市としての躍々たる発展も期待される訳であります。然し工事は未だやむくはじまつたばかりで、今後種々の問題が山積しています。

ここにその計画のあらましを述べるとともに市民各位の絶大なる協力をお願いする次第です。

(計画)

新年にあふさわしい話題は、何といつても広島市将来の発展を約束される、広島港一万吨岸壁の実現であります。戦後広島市は、恒久平和の理想郷として現在各種の平和記念施設や、平和産業の誘致に努力していますが、ここに一つの要関としての広島港が、一万吨級船舶の岸壁がないため充分その役割を果たすことが出来ないというのであります。即ち広島港の背後地には広島港に由来する方が輸送費も廉く有利な貨物や諸工場原料材料製品と輸入食糧、塩等が、関門、阪神を経由しているといふことでもあります。

然し広島港としての地理的条件は、左記グラフで示すように最近外貨貨物が急激に増えつつある現状で、今こそその一万吨岸壁の早急完成と活用を図るべき機会にある訳であります。幸いにして本年度からは、愈々この本格的工事のり出し、先ず一万吨岸壁二バス分(二隻分)の完成と、更に前面を水深十米に浚渫して、この土砂で約十万坪の埋立地を造成し、岸壁背後に鉄筋コンクリート三層建上屋、倉庫の建設、鉄道引込線、臨港道路、荷役機械整備等の附帯工事の実現を図る訳であります。この一大事業は運輸省の直轄工事として、昭和十八年度から昭和三十年度までの三十九年の歳月と数億の巨費を必要とし、国がその半分以上を負担して、残額を県と市が折半負担することになっております。

年頭のことば

広島市長 浜井 信三

ここに私達は、戦後九年目の新春を迎えることになりました。昭和二十九年八月六日以後の、私達広島市民の歩んできた道は、実に文字通りの荆の道でありました。それでも私達は、年が改まる毎に、新しい希望と勇氣とをもつて、日々の生活と闘いながら市の再建に全力を傾けてきたのであります。

戦後のあの暗黒の街の中から起き上つて、兎にも角にも市をここまで復興した市民の努力の功績は、たとえられるべきであり、このような少しづつでも改善された環境の中に新しい年を迎えることは、誠に慶びの至りであります。

しかしながら、私達の前に市民として、又国民としてなされなければならないことが今なお、山積しているのではありません。

思ふはいつ果てるとも知れない苦難な道ではありますが、国民又は市民が不憚不屈一致協力してこれらの問題を一つずつ解決して行く所に明るい国家並びに住みよい都市の実現が約束されるのであります。

わが広島市は、平和記念都市建設法に基づいて昭和二十五年以来、建設第一次五年計画を策定して事業の推進を図つてきましたが、本年はその最終年度を迎えようとしているにもかかわらず、その四四％を完了したにすぎません。その遅滞の原因は、申すまでもなく財政難、特に国家の財政援助の削減によるものであります。が、今後は郷土出身の国会議員各位と相携えて強力なる政府の援助を要請すると共に、市独自の立場においてもあらゆる創意工夫を凝らして建設財源の獲得に努め、所期の目的達成に邁進する覚悟であります。

年頭に当り、市民各位の将来一層の結束と協力を切望してやみません。



年頭のことば

広島市議会議長 池永 清眞

新春を迎え、市民の皆様は親しく御挨拶を申し上げます。

本年は、近代都市建設のために今日まで築かれた戦災復興事業の基盤の上に更に血と肉を与えることとあります。しかし、本市財政は非常に逼迫しておりますので、昨年度広島県出身の衆参両院議員、財界その他関係者でつくられた広島市建設促進協議会と共に中央政府に協力し働きかけて一層の都市再建を促してゆく考えであります。

本年の重点的施策をあげれば

- ① 道路の改修整備の促進であります。特に主要幹線道路の舗装整備を充実強化しなければなりません。
- ② 太田川改修事業については、地元関係者の協力を得て事業の進捗が図られており、その推進を一層図るため、運動を進めてゆくものであります。
- ③ 昨年度、記念公園に大衆会館（公会堂）が本市財界の浄財で竣工され、本年末、完成の時には市に附与されますが本市文化の興隆に果す役割は実に大きいものとなると思ひます。
- ④ 広島港修築問題については、一万噸級岸壁築造工事を急速に促進することとあります。
- ⑤ 産業の振興については、中小企業への救済支援はもとより大企業への誘致、就中遊休工場への復活を進め、その実現を図り、産業の進展を期したいと思ひます。

以上の外、多年懸案になつてゐる諸問題の解決に努力したいと思ひます。

これらの主要施策について、市民の皆様のご理解ある御協力をお願いするものであります。

1954年

文化都市は

下水の整備から

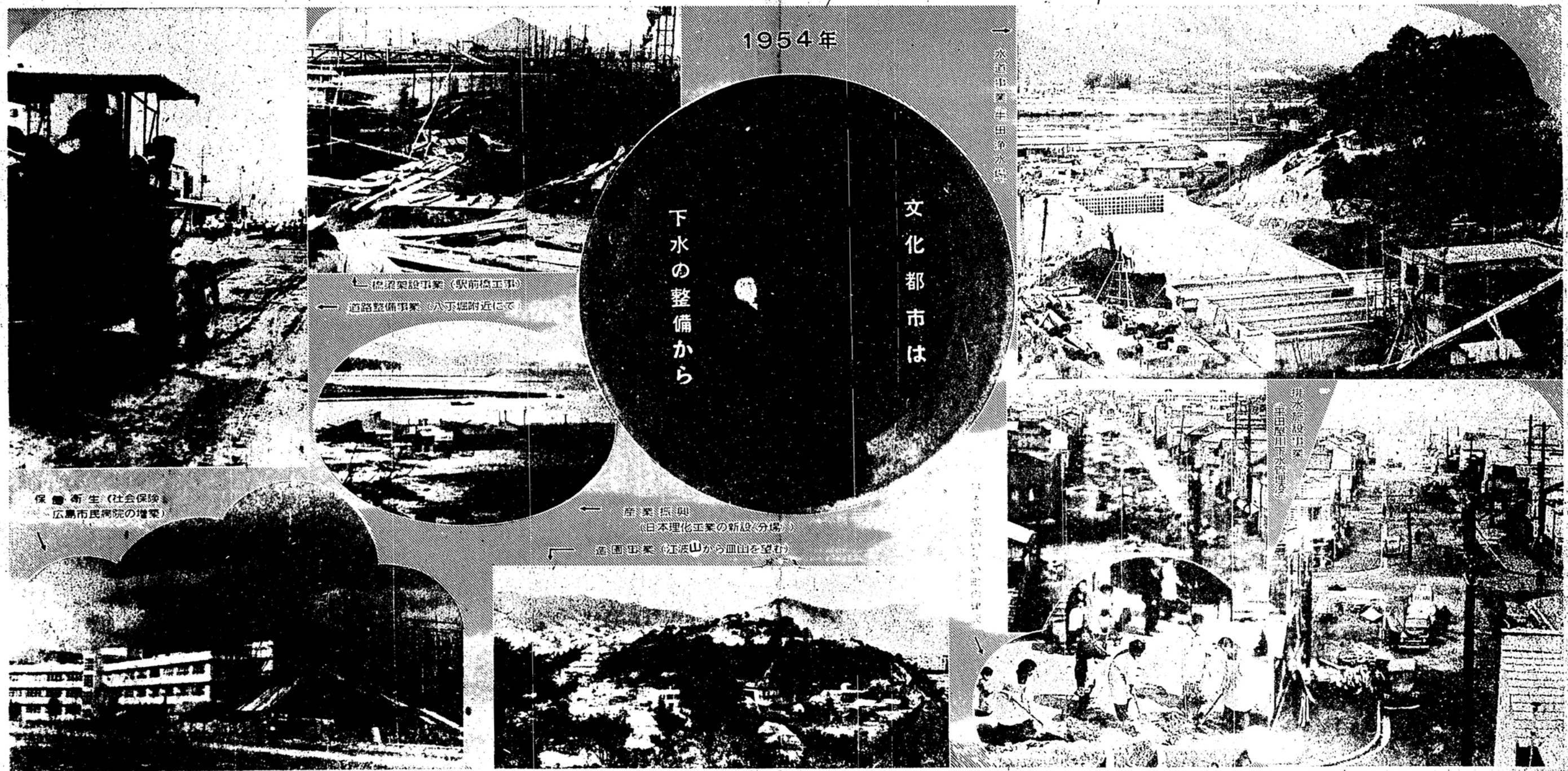
→ 水道事業 牛田浄水場

橋梁架設事業（駅前橋工事）
道路整備事業（八丁堀附近にて）

産業振興
（日本理化学工業の新設/分場）
造園事業（江坂山から血田を望む）

保健衛生（社会保険）
広島市民病院の増築

排水施設工事
（牛田川下水管理区）



日雇労働者健康保険制度生る!!

該当者は手続きをお忘れなく

日雇労働者の方が、日雇安心して働けるために、万一けがや病気をした場合の救済制度として日雇労働者健康保険法が昨年十一月一日施行され本年一月十五日から保険金を払い、大体三月中旬頃から保険が利用できるようになりました。この制度の要項は次の通りです。

「この保険にはどんな人が入るか」

1 日雇労働者とは

イ、その日その日に雇われる人であること。

ロ、二月以内の期間例えは二十日間、五十日間というように期間を定めて雇われる人であること。

ハ、夏とか冬とか季節に關係のある仕事に四月以内の期間を定めて雇われる人、又は臨時に行われる仕事に六月以内の期間を定めて雇われる人であること。

2 どんな仕事に働いていなければならないか

右の1に述べたような人が五人以上の従業員が働いている事業所で、健康保険法の適用を受けているもの、例えは工場・鉱山・運送店・土木建築・築造所工事等の作業所・商店・会社・銀行・官公庁等のほか、国、都道府県又は市町村が行っている公共事業又は失業対策事業に働いておれば、この保険にはいられないなりません。すなわち、被保険者となるわけでは

「被保険者となった時の手続は」

イ、被保険者となった日から数えて、五日のうちに「日雇労働者健康保険被保険者手帳」を貰うための被保険者手帳交付申請書を県の民生部保険課に提出しなければなりません。

ロ、被保険者手帳に、健康保険印紙をはさるところがなくなつたり、又は同手帳をなくしたり、やぶつたり、よごしたりしたために使えなくなつたときは、被保険者手帳交付申請書又は被保険者手帳再交付申請書を前記保険課に提出して下さい。この場合健康保険印紙をはさるところがなくなつた被保険者手帳ややぶつたりよごした被保険者手帳は、申請書と一緒に提出して下さい。なお、なくした被保険者手帳が見つかったときは、すぐに返さなければなりません。

「保険にはいればどんな場合にどんな保険給付が受けられるか」

1 被保険者及びその家族（被保険者手帳に記載されている人）が、けがや病気をしたとき診療を受けようとするためには次の条件を満たしていなければならないません。即ちそのけがや病気について診療を受けようとする日の属する月の前月及び前々月の二ヶ月間、例えは五月に病気になるて診療を受けようとする場合は、三月及び四月の二ヶ月間に通算して二十八日以上の保険料を納めていなければならない。

2 どんな保険給付が受けられるか

被保険者又はその家族がけがをし、病気にかつたりしたときは、健康保険の保険医、保険調剤又は保険薬局等にかかつて診療を受けたり、治療をしてもらつたり、薬をもらつたりすることができ、又は入院することも出来ます。このほか必要によつては看護婦をつけることもできます。

3 扶養家族の範囲

この保険を利用できる扶養家族は妻（内縁を含む）直系尊属及び孫であつて本人と同一世帯に属し、本人の収入によつて生計を維持しているものです。なおこれら扶養家族に対する保険給付は半額だけです。

「保険料の額はいくらか、納める時期と方法は」

1 保険料の額はいくらか
保険料は、日雇労働者と事業主とが、それぞれ次の

市長に手紙を出す旬間を実施

民主政治の根本は、市民の声を市政に正しく反映することが必要であります。この意味で年頭に當り、市民の皆様は色々市政に對する抱負をおもちのことと思ひますので、今年も又「市長に手紙を出す旬間」を実施し、廣く皆様の建設的な御意見をお聞きしたいと思ひます。あなたの周囲のささいなことでも、これが市政を一步でも明るくする建設的な御意見だと御考へになつたら、どしどし市長あてにお寄せ下さい。

△期間 一月二十一日から三十日まで
△住所、氏名を必ず明記して下さい。
△封筒又はハガキに「市長に手紙を出す旬間」と御記入して下さい。
△住所、氏名を明記の方には市長名をもつて御返事を差し上げます。
△内容によつてはラジオ中国市政の時間でも放送いたします。

（廣報係）

水道の凍結防止についてお願い

これから寒さの厳しい朝などには、水道が凍つて水が出なくなつたり、ひどい時には水道管が破裂したり給水口がこわれたりすることがあります。御使用の不便ばかりでなく、多額の修繕費を御負担することになりますから、早速次のような予防策を講じていただくようお願いいたします。

△水道管の露出した部分には、屋外屋内を問はず、なわ、こも、むしろ、わら又は布切れなどでしっかりと巻いて保温装置をして下さい。下水渡りや海渡りのところは易落し易いので特に注意して保護して下さい。

△冬凍結したときは、決してたき火で温めたり、金種でたいたりしてはいけません。お湯を蛇口から管を伝つて流れるように徐々にかけて温めて下さい。

△不幸にして管が破裂したり、給水口がこわれたりした場合は、布切れなどで応急手当を施し、直ちに水道局へ御連絡下さい。すぐ修理に参ります。

連絡先 水道局（電話外本バスのりは奥）
電話中②三〇二一五番

西保健所新設

去る十二月二十三日から業務開始

今までは本市には保健所が市内富士見町に二箇所のみで、市民の皆さんに大 inconvenience をおかけしてしまつたが、この度厚生省の正式認可を得て、もう二箇所の保健所を設けようとして出来、去る十二月二十三日から業務を開始したところである。

保健所の仕事は、既に皆さん御承知と存じますが私達がたえず健康で明るい生活をするためには、個人衛生とともに公衆衛生の向上ということが大切である。この公衆衛生の推進機関が即ち保健所の仕事であり、これには左の十二の基本的な仕事があり、料金もすべて無料を原則としていますので、どうぞ御遠慮なくどしどし御利用下さい。（但し資材のかかるものについては実費をいただくことにしています）

これで広島市には、東西二箇所の保健所をもつことになり、本川を境に東部は東保健所、西部は西保健所を御利用していただければ御便利である。

なお西保健所は、近々東観音町にスマートな庁舎が出来ることになっていますが、それまで母入幸町六五〇番地（觀音橋東側）にある母入病院内を仮庁舎として業務して参ります。電話②西〇一七〇 ③西〇二二一

1 公衆衛生指導課 2 母子衛生 3 人口動態統計
4 細菌検査及び各種試験検査（東保健所のみ） 5 口
6 衛生（東保健所のみ） 6 栄養改善事業 7 環
境衛生、一般衛生 8 衛生教育 9 医療社会事業
10 伝染病予防 11 性病予防 12 結核予防
（衛生課）

今月中に はえや蚊の発生源を除きましょう

私達が、文化的な、明るいモデル衛生都市の建設を目指してからここに一年、その是非については皆様自身が一番よく大なり小なり体験された事と思います。

そこで今年こそは、全市民お互い協力し、工夫し合つて、広島市から永久に蚊とハエをなくしていただきたいと思ひます。

市保健所としても、このはえや蚊のいない町づくりについて、去年一年間を顧み、より確実で、経費の少なくてすむ方法等詳しくお話を聞いたパンフレットを、間もなく皆様のお手許にお届けする予定です。この運動は丁度今が再開の絶好期です。

先ずこの運動を皆さんが協力し合い、効果的に進めて行くために、十日間位かけて徹底した町内各組別の説明批判会を開き、全町内の同意を得ていただきたいと思ひます。

次に一言にはえのさなぎ掘りをしていただきます。これは各家の便所汲取口、ごみ箱、野糞、畜舎等の周囲を深く五寸位まで掘り返していただく、多い家では二、三升ものさなぎ(外観はねずみの糞によく似ている)が集まります。これを町内の広場数カ所に集めて焼き殺していただくと思ひます。又ははえや蚊のままで、家の内や納戸等で冬越しをしているものも殺して置いていただく、春になったらの繁殖がうんと遅くなります。

二月一杯位でさなぎのかき取りは打ちきつて、三月にはいると、無理のない推進計画によつて、側所、ごみ、野糞、畜舎、下水等、はえや蚊が卵を産みつける場所をなくする運動に移っていただく、春から後の運動が非常に楽にお金をかけなくて進められると思ひます。

多いネズミによる被害

防ごう皆さんの協力

皆様の広島市では現在約百万匹余りのネズミが、皆様の御家に同居して毎年十億円に余る皆様の食糧を失敬しております。

十億円あれば四十万円の家が二千五百戸も建つのですし、昨年中の広島市内の火災による十億円に相当するのですから大変な金額です。漏電による火災もその半数余りがネズミによつておこると言われますし、又食中毒を初め多数の恐い病気もはえに劣らず媒介しております。

可愛い赤ちゃんを喰ひ殺したり、鳥から住民を追い出したりした新聞記事も御記憶のことと思ひます。

そこで現在全国動るところでネズミとり運動が叫ばれていますが、広島市もモデル衛生都市建設の一環として本年三月までのネズミ捕りの絶好期を逃さず(暖くなる之交尾期に入り天上等が過つて、容易にエサにかららない)市民の皆様御協力によりこの運動に徹底したいものと思ひます。

只今十戸に一部の町で正しいネズミ退治の方法を記載した回覧をお配りいたしておりますので、よく読んでいただいて必ず実施していただきたいものと願つております。薬品も僅かですが実施日の決定した地区から無償で差し上げております。又御希望により保健所の衛生班員が親切をモットーとして御指導に参りますので、御遠慮がたいと思ひます。

給与支払報告書の 提出期限二月末日まで

先にお知らせいたしました地方税法の一部改正について、您々昭和二十九年度から実施されますので、左記點間違ひのないよう御留意下さい。

●給与支払報告書の提出期限は二月末です。(従前は二月十日まで)

1 提出しなければならぬ人

一月一日現在において給与(俸給・給料・賃金・歳費・年金・恩給・費等並びにこれらの性質を有する給与)を支払っている者で、その給与の支払の際市税を源泉徴収する義務がある人。

2 用 紙

なく御利用下さい。

●ネズミ退治で大切なことは

各家はネズミに食べ物を与へないように確實な食糧の保管をし、又倉所の残飯もきね面に取り片づけ、屋内の戸棚、家具等も整理をして、ネズミの住み難い環境にすることなのですが、器具や薬品を使つてネズミ捕りを行う際は、戸別に勝手に実施したのでは隣家から再び侵入して駄目になりますので、広範囲に一斉に行つてが必要です。

従つて少くとも大きな道路によつて区切られた一区域以上が実施単位となり、統一された行動をしなくてはなりません。

次にネズミはこうかつな用心深い動物ですから、いい加減の所にしかけたのではかり難く、通路から二十乃至三十センチ離して物陰で安心して喰べられるようにしなければなりません。又仕かける前日からは特に注意してネズミに餌を与へないように空腹な状態としておくことが大切です。

その他詳しいことはお配りするパンフレットをよく読んでいただき、正しい方法で大きな成果を挙げてください。

家の中で一匹ネズミを見かけたならその家には十乃至二十匹のネズミがいるものと思わなければなりません。愛国運動の一端として是非徹底した御協力を願ひたいと思ひます。(保健所)

一月中旬に該當者に送付いたしました。若し届かない人及び不足の人は市役所市民税課正面玄関へ申し出て下さい。

3 提出先

広島市役所市民税課

4 若し提出しなかったり、虚偽の申告をした場合は、地方税法第三百九条の規定によつて懲役又は罰金に処せられることがありますから御注意下さい。

●納税者の方へお願い

この給与支払報告書によつて、市民税の特別徴収が実施されるので、給与所得の方は、会社、雇主等に提出期限に遅れぬようおすめ下さい。

●その他御不明・御不審の際は、市役所市民税課へ御連絡下さい。

固定資産税第四期の 納期限は二月末日です

昭和二十八年年度の固定資産税は、この第四期で終りますから、お忘れのないよう完納して下さい。(市民税課)

昭和28年度
市税第四期の
納期2月31日

納期限が過ぎました

市民税・固定資産税の徴収令書と督促状が既にお手元へ届いていること存じます。未だ納付していないお方は本市復興のため一日も早く左記の市公金取扱所へ納税下さい。

- ① 広島市内各出張所
 - ② 広島銀行本店及び各支店
 - ③ 市内郵便局
 - ④ 広島信用金庫本店及び各支店
 - ⑤ 広島相互銀行本店及び各支店
 - ⑥ 広島市農協同組合及び各支店
- なお、納期までに納付しないときは、延滞日数によつて附帯金(督促手数料、延滞金、延滞加算金)が加算されますから、今すぐ納めて下さい。(徴収課)

2月競輪開催日

5(金) 6(土) 7(日)
20.21.22.
(土)(日)(月)



發行 廣島市役所市長室廣報係 印刷所 中本印刷株式會社



盛り上る

住民自治の声

市長に手紙を出す旬間

日頃市民の皆様の建設的な御意見を、市政に正しく反映さす意味で、去る一月廿一日から同三十日まで、今年で第三回目の「市

一通、百十二件をはるかに上廻る八十八通、百二十六件の多きに達し、皆様の市政に対する関心の深さがしめされました。

◎昨年とは逆に、百十六件中、六十七件までが一般市政問題であつた。

このことは、都市計画としては、二府県が、理解し、事業が比較的円滑に進んでいるものと想われ、いさかい問題は、他の県燃燐係を含めた擁護問題とか、民生委員に関する問題等、社会事業に関する問題や、モデル衛生都市建設の一部面たる糞尿、塵芥の処理等の衛生問題が多くなってきたこと。

●人口の急速な膨張とともに、住宅問題が多くなってきたこと。
●年々市民の自治に対する自覚が昂まつて参り、町内会制度、広報活動等の問題が新しく加わってきたこと。

広義の都市計画図

区画整理に伴う諸種の問題

下水施設に關する問題

道路の舗装管理や補修等に関する問題

都市計画を論じたもの

橋梁の架設管理や補修等に関する問題

公園、緑地に関する問題

水道に関する問題

太田川改修問題

一、一、

— 乘江出西關

を正確に説く問題

養原 廣才の処事等保徳衛生に

市営住宅に関する問題

教育文化・観光に関する図書

失対・野犬・町内会制度・戸籍事務

職員の服務狀態・交通・税金

各二 各三 一〇三 一二五八九九二三

はえをなくするサナギ堀り
今おこたれば後が大変

＝はえや蚊のいない町の建設＝

広報活動・平和各問題
 治安・原爆ドームの存置・競輪・庁舎の移転・
 市長の選挙各問題
 その他
 各一
 六

（市長室広報係）

市民の皆様、保健所では只今全力を挙げて、便所周辺、塵芥箱の周辺等のはえのサナギ掻き取りや糞尿跡に全面的な御協力をお願いしております。

広島市がはなと蚊のいない町の建設を目指してから、今年で二年目になりますが、昨年の実績により大部分の目標が便所やゴミ箱の底のワシがサナギとなり、それからさらに変化するということを認識され、その根絶除方法も簡単にすむということが納得され、はなが非常に少なくなったという御感想を、全市各所で御報告して頂き関係者も大変喜んでゐる次第です。

ところでその脱除方法の第一手段たる、サナギの撲滅は今が一番大切なときです。昨年十月下旬から十一月にかけて最後にはえが産み付けた、何億何兆かの卵がふ化してサナギとなり、只今地中で寒い冬を越しています。これらのサナギはこれからほかほかと暖い季節を迎えたと脱皮して、はねを整え地上へ飛び立とうと只今待機しているのです。

皆機口火事は火元の要心が肝要です。火が出て焼け出してから水をかけるのは最も拙劣な方法です。はえの駆除もそれと同様

左記の方へ御願ひ

11 除籍の再製について 11

ではえが飛び出して、はえたきで追い回したり、D・D・TやB・H・Cを噴霧しても中々とりきる事は出来ません。即ち、サナギのときの換殻こそ肝要であります。私共は常に最少の労力と費用で、最大の効果をあげられるようにと絶えず呼びかけております。

皆様何事も初期に注意することが最も大切です。今年は昨年の御経験を生かして、箇所だけでなく腰芥箱、野蛭、その他はえの発生しそうな場所では、國隊の御協力によって是非今かきとり換殻をして頂きたいと思ひます。この越冬したサナギを充分換殻して頂けば、はえの発生は完全に一切目暮れます。

その間に便所、腰芥箱、野蛭などを改良して、根本的にはえの産卵場所をなくするよう御尽力願ひ、更にはえたき（現在既にいる）薬剤散布等の補助手段も活用して立派な成果を挙げて頂きたいものと思ひます。（保健所）

本市で保存中の除障簿中、左記除障が戦時中の災害により滅失してあることが判明し、法務省告示第二二四号で、法務大臣からこれら除障再製の必要上、該当の除障の謄本又は抄本を、現存所保持しておられる方は、来る四月三十日までに、必ず市戸籍課へ呈示されるよう告示されましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

なお詳細については、本年二月二十九日の官報に、掲載しておりますから御覧下さい。

三篠町大字打越千貳百八拾八番地
三篠町大字打越千參百參拾五番地
三篠町大字楠木六百番畝
江波町 參百貳拾七番畝
鯉音町 貳千貳百九番地
尾堤町 七百拾番地
栗澤町 七百拾番地
平田屋町 參拾五番地
鯉音町 貳千貳百五拾九番地
込嶺町 四百拾番地
下流町 四百拾七番地
三篠町大字打越八百九拾五番地
三篠町大字新庄拾貳番畝
三篠町大字打越八百九拾五番地
三篠町大字楠木六百四拾番地
三篠町大字打越千四百四拾貳番地

土笹小溝坂清齊坂實高山堀山今野柳大村
井川林水本水木本石田脇井城井間川谷井
千光隆夕成信常源徳喜久勝平徳多貢三
郎夕子吉ケ一一郎吉蔵久二吉助一蔵三郎吉力

厳しい社会の中で、皆様の大事な御子様をやつと入学できるまで育ててこられた喜びと、誇りに対し衷心よりお慶び申し上げます。市教育委員会は、この大事な御子様の入学を控えて只今諸準備をこつとておられます。手続に間違いのないようお母さん方は次のことに注意して頂きたいと思ひます。

●本年新しく入学される児童は

昭和二十二年四月一日から昭和二十三年四月一日までの間に生れた人で、すでに入学通知書等が御手もとに届いていることと思ひます。その中入学届はすぐに学校へ提出し、通知書は大切に保管して、学校へ入学の日持参して下さい。



●市外より転入された方は

所轄の出張所で住民登録をして下さい。登録をしていただきますと、出張所の方から市教育委員会総務課（市役所三階北側）へ通知がありますから、家庭へ入学通知書等をお送りします。

●外国人の方は入学通知書

を差上げられませんが、学校へ入りたい方は、四月一日に外人登録証と印を持って区域の学校へ行して下さい。

●市内で移動された方は、新しく変わった住所で住民登録をして下さい。その他は「番目・印」同じ。

●入学該当者が一月末日までに入学通知書の届いていない方は、当該出張所で住民登録を「調べていた」で、その上で市教育委員会総務課へ連絡して下さい。

●身体が脆弱のため就学できない方は、入学通知書、医師の診断書、及び印を持って市教育委員会総務課へ参下下さい。

●盲者、ろう者の方も義務教育になっておりますので市教育委員会総務課へ連絡して下さい。

（広島市教育委員会総務課）

新入学の子供さんをもつ

お母さん方へ

昭和29年度固定資産の評価決定額

縦覧期間 三月十二日から同月末日まで

市では毎年物価の変動に鑑み、固定資産税の課税基礎となる、土地、家屋、償却資産などの評価を行い、その評価決定額を縦覧することになっていますが、昭和二十九年度も皆様の御協力により評価を終り、左記の通りその評価決定額を縦覧いたしますので、期間内に充分御覧下さい。

●縦覧期間 三月十二日から三月末日まで（日曜を除く）

●縦覧場所 市役所一階正面玄関左側総務課前

なお、右期間内に、市の決定した額に御異議があまりましたら、四月十日までに、資産税課へ審査請求書提出して再審査の請求をして下さい。（資産税課）

●申告所得税の確定申告と

納税は早目に

申告期限は三月十五日まで

申告所得税の確定申告と納税の義務のある人は、左の通りであります。

なお、広島東西税務署では、二月下旬より三月十五日までに、個別に説明をいたしますので、必ず三月十五日までに出席し、早く申告と納税を済まして下さい。（市民税課）

昭和二十八年年度の市税は

完納されましたか！！

昭和二十八年度も後一カ月を余すのみとなりました。市の台所も総決算をいたします。未だ市税未納の方は、本市復興のため今すぐ完納して下さい。（市民税課）

●商業、工業、農業、医療、漁業などの事業をしている人。貸家、貸地、配当の所得のある人は、昭和二十八年中の所得の合計額から扶養親族の控除額を差し引いた残りの金額が六万円より多いときは、確定申告をしなければなりません。

●前記で六万円以下の人でも確定申告をした人は、確定申告をして予定申告の清算をしなければなりません。

●その他給与所得の場合、又は退職所得のある人でも、確定申告をしなければならぬ人もあります。

●なお、前記東西税務署に所得の確定申告された方や、給与所得者の方で、昭和九年一月一日以前に生れた方は、市役所の市民税課にも先に配布しました申告書で市民税の申告をお忘れなくして下さい。

提出期限は三月末です。

●申請書は、福祉事務所又は保育所、児童委員（民生委員）の所へ用意してあります。福祉事務所では申請書を受け付けたら直ちに社会福祉主事が調査して入所の可否が決定されます。

●なお、保育所にお子さんをお預けになった場合の費用支払いについては、その御家庭の収入の額に応じて、一部又は全部の費用を免除する方法がとせられております。（福祉事務所）

●両親とも、会社や工場に勤めている家庭、父親又は母親だけの家庭で生活のため親が働いている家庭、このような家庭で育つ子供は、とくに危険な場所です。遊んで怪我をしたり、悪い遊びを覚え勝ちなものです。

●保育所とは、こんな家庭のお子さんを居間お預りして、母親の代りになって強い立派な子供に育て上げ、家の人に安心して働いていただく施設です。

●現在広島市内には、公私あわせて四十五の保育所

があります。

●申請書は、福祉事務所又は保育所、児童委員（民生委員）の所へ用意してあります。福祉事務所では申請書を受け付けたら直ちに社会福祉主事が調査して入所の可否が決定されます。

●なお、保育所にお子さんをお預けになった場合の費用支払いについては、その御家庭の収入の額に応じて、一部又は全部の費用を免除する方法がとせられております。（福祉事務所）

●申請書は、福祉事務所又は保育所、児童委員（民生委員）の所へ用意してあります。福祉事務所では申請書を受け付けたら直ちに社会福祉主事が調査して入所の可否が決定されます。

●なお、保育所にお子さんをお預けになった場合の費用支払いについては、その御家庭の収入の額に応じて、一部又は全部の費用を免除する方法がとせられております。（福祉事務所）

●申請書は、福祉事務所又は保育所、児童委員（民生委員）の所へ用意してあります。福祉事務所では申請書を受け付けたら直ちに社会福祉主事が調査して入所の可否が決定されます。

●なお、保育所にお子さんをお預けになった場合の費用支払いについては、その御家庭の収入の額に応じて、一部又は全部の費用を免除する方法がとせられております。（福祉事務所）

●申請書は、福祉事務所又は保育所、児童委員（民生委員）の所へ用意してあります。福祉事務所では申請書を受け付けたら直ちに社会福祉主事が調査して入所の可否が決定されます。

●なお、保育所にお子さんをお預けになった場合の費用支払いについては、その御家庭の収入の額に応じて、一部又は全部の費用を免除する方法がとせられております。（福祉事務所）

●申請書は、福祉事務所又は保育所、児童委員（民生委員）の所へ用意してあります。福祉事務所では申請書を受け付けたら直ちに社会福祉主事が調査して入所の可否が決定されます。

●なお、保育所にお子さんをお預けになった場合の費用支払いについては、その御家庭の収入の額に応じて、一部又は全部の費用を免除する方法がとせられております。（福祉事務所）

観光土産品の試作品募集

▲目的 広島県の代表的観光土産品として推奨するにたる試作品を公募する。

▲品目 土産品、食品の二種類

▲条件 土産品の部

1 郷土色豊かなもの

2 実用又は愛玩に適するもの

3 記念になるもの

4 一個又は一組三百円内外のもの

食品の部

1 郷土色豊かなもの

2 美味味あるもの

3 一個又は一組三百円内外のもの

▲申込先及び商品送先 広島市商工課内観光協会事務局

▲締切期日 昭和二十九年四月二十日

▲入選発表 昭和二十九年四月三十日

▲賞品 土産品、食品共推奨するにたるものについては一点毎に

推奨品 五千円 佳作 一千円

●なお、推奨品には、商品に広島市観光協会推奨のシールの貼用を要する。その他詳細については、広島市商工課内広島市観光協会へお問い合わせ下さい。

（市商工課内広島市観光協会事務局）

計量器の販売には

登録申請が必要

市民の皆様が、お互い正しい計量器で日常安心して物品等が売買されるよう、法律（第二百七号計量法）で「はかり」「さし」「温度計」等計量器の販売者は、県知事の登録を必要とすることになっていますが、昨年末実施した「計量安全確保月間」の結果は、市内に未だ無登録のまま計量器を販売するものが多数ありました。市計量課としては、これら違反者はさしでし取りを實施いたしますので、未だ登録されていない方は、至急登録手続きをとって下さい。登録手続は、市役所商工課計量課へ受け付けます。但し一号に付千円の手数料入用。

●なお、同法により規制した計量器の販売とは、たとえば、金物店、文具店、洋品店等における「メジャー」「物差し」等又薬局、写真材料店等における「温度計」（体温温計）の販売等です。

（商工課計量課）

広島市お知らせ

第50号

29. 4. 1.

発行 広島市役所市長室広報係 印刷所 中本印刷株式会社

皆であたたかく育てて下さい

市戦災児童育成所の近況



戦後九年日本も新しい民主国家の一員として独立の喜びを迎えることが出来ましたが、その陰には多数の戦争の犠牲となられた尊厳の人の数あることを忘れてはなりません。広島市外五日市にある広島市戦災児童育成所は、こういった親兄弟が広島市内で原爆に逢い孤児になった子供を中心として育成する養育施設で、終戦直後開設以来今日まで延百五十人の孤児を育成して参りました。これ等の子供の内には、男子、或いは養子縁組により家庭に迎えられたもの、又は就職並びに進学のため巣立つた子供もいます。ここにその近況をお知らせすると共に市民の皆様のご理解と御協力を願います。

当所はその前身を社会福祉法人広島戦災児童育成会として発足し、昨年一月一日広島市へ移管されました。現在では三坪の敷地と四百五十坪の家屋を有し、五十四名の子供を育成しています。皆健康やかに明るく生活しています。現在の子供の性別、年齢、学年別は次の通りです。

計	女	男		性別	年齢
6	4	2	1	小学校	4
			2		5
1		1	3		6
			4		7
4	1	3	5	中学校	8
7	2	5	6		9
7	3	4	1		10
4	1	3	2		11
7	3	4	3	高等学校	12
			1		13
4	2	2	2		14
1		1	3		15
2		2		大学	16
1	1				17
1		1			18
9	1	8			19
54	18	86	計	入院 院蔵	20
					21
					22
					23

必ず受けましょう

犬の登録と狂犬病予防注射



春の木の芽たちとともに恐ろしい狂犬病が又発生し易い時期です。お互いに身命を恐ろしい狂犬病から守るため、次のことに御協力下さい。

●犬の登録 狂犬病予防法により犬は年一回登録をしなければなりません。昭和二十八年度の白色に黒子の縞は三月末日で無効になり、四月からは茶色に黒子の縞に変わります。

●狂犬病予防注射 狂犬病予防法により、犬に年一回（春・秋）予防注射を受けねばなりません。本期分は茶色に黒子の縞に変わります。

●犬の捕獲 有効な犬種札と注射済票をつけていない犬は、全部捕獲留置されます。

●異常犬 犬が食欲がなく人を咬んだり、石や木片、菓等の異物を咬み、平常と違った様子があれば、東保健所へ届けて下さい。

●犬による咬傷 犬が咬みついた場合は、直ちに東保健所へ届けると共に、咬みついた犬は必ず検査を受けさせて下さい。

●犬の登録と狂犬病予防注射を怠ると、狂犬病予防法により罰金はそれぞれ三万円以下の罰金に処せられることがありますので御注意下さい。

●手数料金

定期 登録料 三万円、注射料百三十円、注射済票 三万円

臨時 登録料 三万円、注射料百八十円、注射済票 三万円

●本年度春期狂犬病予防注射日程表（小雨決行）

月	日	曜	場	所
四月	六	火	大河、榑那小学校、淵崎西福寺	
七	日	水	草津、古田各小学校、庚午中学校	
八	日	木	鶴町、袋町各小学校、市役所基町出張所	
九	日	金	宇品、藤原、広徳、市役所宇品出張所	
十	日	土	古田、保良園、己斐小学校、市役所己斐出張所	
十一	日	土	牛田、自馬各小学校、基町和光園、母子寮	

日	場	所
十三日 火	段原各商業、南興小学校、段原中	
十四日 水	南興各商業、南興小学校、南興各小	
十五日 木	千田小学校、市役所、千田町大工	
十六日 金	矢野、尾長各小学校、大須賀鉄道病	
十七日 土	本川、広瀬各小学校、中田中学校	
十八日 日	本川、広瀬各小学校、中田中学校	
十九日 月	大洲、大洲各小学校、荒神、育崎各小	
二十日 火	大洲、大洲各小学校、荒神、育崎各小	
二十一日 水	大洲、大洲各小学校、荒神、育崎各小	
二十二日 木	大洲、大洲各小学校、荒神、育崎各小	
二十三日 金	大洲、大洲各小学校、荒神、育崎各小	

（保健所）

市民税の個人申告は 済みでしたか

提出期限は 三月三十一日までです

昭和二十九年年度

固定資産税第一期

納期限は四月三十日

計量器の

定期検査実施（市西部）

正確な計量器を確保するために、取引や証明上使用する計量器（はかり、ます、さし）は左の日程により、検査を行いますから御協力下さい。

実施期日	場	所	区	域
四月二十日	江波消防署	江波町		

日	場	所
二十四日	母入小学校	母入町、母入町、母入町
二十五日	神崎小学校	神崎町、母入町、母入町
二十六日	本川小学校	本川町、本川町、本川町
二十七日	本川小学校	本川町、本川町、本川町
二十八日	本川小学校	本川町、本川町、本川町
二十九日	本川小学校	本川町、本川町、本川町
三十日	本川小学校	本川町、本川町、本川町
三十一日	本川小学校	本川町、本川町、本川町

●受附時間 午前九時から午後三時まで
●検査は晴雨にかかわらず行います。
●疾病、旅行、その他やむを得ない事由により各自の検査期日に受検できない方は、事前に定期検査に代る検査を行いますから申請して下さい。
●不合格品物を検査に提出されても処罰されることはありません。必ず検査を受けて下さい。なお分銅、おもり等は必ず「はかり」と一緒に提出して下さい。
●計量器で定期検査を受けずに取引又は証明上を使用していた場合は、六カ月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処せられますから必ず検査を受けて下さい。
●その他計量器に関する御相談は市税課、計量係へ連絡して下さい。（市税課）

電力使用合理化優良工場を表彰

昭和二十八年に中小企業合理化対策の一環として、本市が実施した電力使用合理化診断指導において、優良なる成績を修めた左記工場について去る二月三日に賞状及び市長賞を贈呈した。

津江製作所、田村精七製餅所、阿部鉄工所

第三回

広島まつり開催

郷土産業文化の振興と、市民のリクリーションとして、今年も次の通りけんろん盛んな広島まつりが開催されます。市民各位の御理解と御協力により、本市の年中行事として将来益々発展いたしますようお願いいたします。

●実施期間 四月十六日、十七日、十八日の三日間

●主なる参加行事 一、山形郡からの田楽おどり

二、音町の大名行列 三、本場鳴門市からの阿波おどり 四、本通りの時代行列 五、向洋地区の獅子舞 六、新天地の春のおどり

その他広告カーニバル、仮装行列、シャギリ

なお、広告カーニバル、仮装行列は十八日午後一時頃、各地区から繰り出されるシャギリは同日二時頃、平和大通り（百米道路）白神々社付近にて審査が行われます。

（市税課）

市東部地区の

皆様へお願い

去る三月三十一日午後五時から六時頃までの間、市役所市税係員が簡納便の徴収などの入ったたけ茶色のカバンを、市内東部地区で紛失いたしましたので、お心当りの方は早速市役所市税課（二階正面玄関横）へ御連絡下さいようお願いいたします。

なお、紛失した領収書を持って、徴収員が、市税を徴収に行く恐れがありますので、市税を徴収員に納められる場合は、必ず身分証明書を提示させて、確認してから納められるよう御注意下さい。（市税課）

広島市お知らせ

第 51 号

29. 5. 1.

発行 広島市役所市長室広報係 印刷所 中本印刷株式会社

市民病院に二〇一病床完成

五月一日から使用開始

日頃市民の皆様から御利用いただいている社会保険広島市民病院は、その後内容の充実とともに、利用者も急増し、特に入院患者の増加が著しいため、大変御不便をおかけしておりましたが、この度その不便を除くため、去る四月二十五日から増築中の二〇一病床が完成し、五月一日から使用できる運びとなりました。旧来にもましてぜひ御利用下さい。



(テラスのある2人部屋)

おかけしていた次第ですが、これで解消快癒な御患者が出来るものと存じております。
(社会保険広島市民病院)

かけ足を訪れた陽気のため、今年のはやの活動も半月より早く始まりました。本紙を通じて度々申し上げておりますように、はやの蚊は何処からでも湧くものではなくて、発生(繁殖)場所は限られたものであり、而もこの発生源は皆蚊の御努力次第でそれぞれ徹底した対策を講じ得るものであります。

即ちはやについては、便所、ごみ箱、野蠻、鼠のこやしごみ、資材等を、蚊については、下水・水田・運田、その他一週間に一度の水の溜る場所等をそれぞれ先頃保健所よりお配りしたパンフレット「はやと蚊のいない町づくりについて」で詳しく具体的に説明いたしました通りに始めていただければよいわけであり、既に市内には随分多くの地区がこの運動を始められておられますが、まだこの発生源の進んでいないところは、隣接実施地区に迷惑をかけない意味も含めてなるべく早く御努力願ひ度いものと思ひます。

又進んでいる地区はどの時期に於て特に次の二つのことがらに気をつけていただきたいと思ひます。先ず只今の一つがいは、計算上ではこの一夏で十個余りにも増えるものとなるものでありますから「一叩き十個」の言葉で見ていただければよいわけであり、計画的に御努力願ひ度いものと思ひます。はやく取りこんぐるもこの時期に催されることが有意義であり、同時にはやのさなぎの掻き取りも実施していただきたいものです。次に蚊もはや同様激増に増え、特に下水等の雑草は今のうちなら掻き取りやすいものですが、もともと大きくなつてからは始末に困る存在となり、而も蚊の幼虫も半減される結果となります。

今からでも遅くはない はやと蚊のいない町づくり

こんなごみ焼却場は、如何ですか？
◎回覧にしてお読み下さい

はやと蚊のいない町づくりに関係の深いごみの処理について、こんなドラム缶を改造した便利なものが考案されました。これは市内西郷町の石丸清氏が造られたもので、移動出来るものが特徴であり、設置場所に困つておられる地区には最適です。焼却能力も一日五、六十軒分出来ます。
(保健所)



貸付枠の拡げられた

公益質屋の御利用を

公益質屋は、小額所得者のための金融機関としてつくりだされた、市の社会施設ですが、従来利息の安いにもかかわらず、貸付枠が少いことや、取扱時間等の関係で大変御不便をおかけしておりましたが、この度厚生省の認可を得て、四月一日から次の通り実施することが出来るようになりましたので、御利用をお奨めいたします。

- ◎場所 広島市東区公益質屋(稲荷町電停南側約半丁) 広島市西区公益質屋(天満町電停北側)
- ◎利用者 市内に居住する少額所得者
- ◎質物 衣類、器具その他
- ◎貸付金 一口五千円以内(従前は一千円) 一世帯二万円まで(従前は五千元)
- ◎利子 月利につき二カ月三割
- ◎返済期限 四カ月
- ◎業務時間 十二時から二時まで(従前は九時から十六時まで) 但し、日曜日は八時半から十二時十五分まで
- ◎休日 国民祝日・毎月曜日・八月六日・十月三十一日から翌年一月五日まで
- ◎本人の来館通帳を必ず持参のこと。

(社会課)

市民のみなさま

赤十字に参加しましょう

赤十字は人道と博愛をモットーとする世界で一番大きい民間の団体です。赤十字は政府から財政的の援助をうけていない。国民の寄附によって事業一切を行ってゐます。日本赤十字社は毎年五月を赤十字運動週間として、事業資金を得るためにみなさまに呼びかけていますので御協力をお願いいたします。

日本赤十字の主な事業

- 1 災害救護—救護班の出動
- 2 保健衛生知識の普及—家庭看護法、救急法等の講習
- 3 赤十字奉仕団、青少年赤十字団の普及
- 4 赤十字医療—病院経営と看護婦養成
- 5 血液銀行の設置
- 6 医療社会事業—巡回無料診療班
- 7 身体障害者援護事業
- 8 未婚遺児引揚援護及び安全調査

昭和二十九年の募金運動

●募金の目標額
広島市の目標額、二百三十六万八千円（広島県会館千一百万円）

●募金の方法

- 1 街頭募金 一本十円の白い羽根を胸につけることによつて赤十字事業への市民の関心をたかめていただく。
- 2 戸別募金

(4) 社員募金 年額百円以上の社費を納める方が社員ですが、この募金を赤十字運動の中核として努力します。

(5) 賛助員募金 金三十円以上の寄附者
3 大口募金、職域募金、学校募金等実情に応じて、適切な方法で行います。

●運動の期間 五月中とし、七月末には精算の上結果を公表します。

●運動の主体 戸別募金は、県支部委員の協賛委員が中核となり、各種団体の協力によって行い、街頭募金は各種団体、学校生徒の奉仕によって行います。

なお、従来の募金事務取扱上欠陥があつて、今回の不祥事件を引き出したことは誠に遺憾なことと存じて

おります。この件については関係団体代表者の会合に於て被害弁償、事務機構等について種々検討された結果今年度より事務組織を改革し、特に嚴重な監査制度を設けて事務の厳正的確を期し、市民のみなさまの募金に対する真心にこたえることとしたので、一層の御協力をお願いいたします。

(社会課内、日赤広島市地区)

米屋の登録変更は

年二回自由にてきます

この度食糧管理法が改正せられて、消費者の皆さんの自由意志による便宜を考慮し、他面お米屋さんのサービス向上を図る意味で、次の通り、毎年一回お米屋さんを変更出来ることになりましたから、変更を希望される方は期日に関連のないよう手続して下さい。

●登録変更日時は、毎年五月二十日及び十一月二十日の午前九時から午後四時まで。

●登録の効力を発する日は、毎年六月一日及び十一月一日とする。

●登録変更を希望される消費者の方は、変更日に印鑑及び主要食糧購入通帳を、所管の出張所に持参出頭して所定の用紙を受け取り、その場で直ちに必要事項を記入捺印して提出する。

●世帯員以外の者が登録の変更を代理して行うことは、委任状の有無によらず認められません。

その他詳細は、出張所又は農水産課農産係（正面玄関二階）へお問い合わせ下さい。（農水産課）

感謝

昭和二十八年九月二十五日から昭和二十九年三月三十一日まで受付分

- △百円 広島市内K・S（匿名）
- △千円 広島市内K・S（匿名）
- △千円 六千三百七十七円 米国マリヤン・ブナダッシュン女史
- △万円 ホノルル商業ゴルフクラブ観光部一同

昭和二十九年市民税納期一覧表

税目	月別	年												備考
		29	4	5	6	7	8	9	10	11	12	30	年	
市民税（普通徴集）					①		②		③		④			夫々各月の翌月10日が納期限となります
市民税（特別徴集）					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
固定資産税						②					③		④	
自転車・荷車税			○											

註 ○の中の数字は期別、数字のないものは二回のみ

- △二万円 広島市母入本町四の一 山崎スミ
- △二万円 広島市古田町字田方 諏訪健一
- △三万円 大友製糖株式会社、コロンビア株式会社、日本油脂株式会社、日本殖産金庫、株式会社村瀬商店 日本勧業経済会
- △三万円 広島市内K・S（匿名）
- △三万円 広島市西郷町本通会々長八木博
- △三万円 広島市東区堀内小村義雄
- △二万円 佐伯町小町 山口澄江
- △二万円 広島市福島町 崎崎正行
- △二万円 広島市母入川口町 上岡正人
- △二万円 広島市出石町物産自動車 中野登平
- △二万円 六千六百六十円 葉研製供連中
- △三万八千七百八十八円 ハワイ広島救済救済会
- △五万円 広島市内匿名
- △二万円 深安郡神辺町 伊沢とし子
- △五万円 島根県東伯郡三穂小学校長房安丈夫
- △五万円 広島市弥生町 河野野
- △五万円 匿名
- △九百九十円 豊田郡大崎南小学校五年一組一同
- △九百九十円 広島市二葉の里七四 市丸ちよ
- △千五百円 青森駐屯部隊 一保安隊
- △五百五十円 佐伯町吉和小学校 松本
- △四万円 菅屋市大原町八九 太田滋
- △十四万七千五百八十八円 鎌倉市大町二五三 月丘夢路
- △十七万七千七百円 東京都文京区湯坂町一七 山田五十鈴
- △四万九千九百六十六円 東京都武蔵野市立第三小学校 佐藤弘道外三名
- △千円 東京都武蔵野市立第三小学校 佐藤弘道外三名
- △千五百円 松本市警察防犯課経田
- △三万円 高田市 匿名
- △二万円 ハワイ、やまと観光部 稻生達雄
- △千円 広島市 匿名

多い自転車の盗難に 気をつけましょう

広島市で本年一月から三月までに発生した盗難数を見ますと、一月平均一〇五六件の多きにのぼっており、この内訳の主なもの、

- 自転車盗 一〇四一件 空車 二七五件
- 忍込 二六三件 居空 一四五件
- 店舗荒 一四三件 万引 一三八件
- スリ 一〇九件

で、自転車盗が全体の約三三%を占めています。

●一寸の用事で常駐を付け、自転車から目を離さない習慣をつけること。

●自転車後輪には必ず住所・氏名を記入すること

●万一の場合を考えて、自転車の車体、鑑札番号、商標、特徴等を記録保存しておくこと。（市警本部）

- △千円 名島市警備区商業中学校一年義組 伊藤好子
- △百六十円 長野県西条郡上松町 原巳代治
- △百円 広島市 匿名
- △十万円 広島市白鳥九軒町一七三 松田 実
- △二万円 安曇郡御代村 小田健造
- △十二万三千八百六十六円 ポートランド広島同窓会 匿名無入
- 寄附金計 千七百九十九万二千六百八十八円九十三銭
- 事業支出計 千五百四十五万六千七百七十六銭
- 残額 二百四十五万三千六百八十七銭（広島市警備区管理委員会）